
平成29年度 一般社団法人化移行説明会 議事概要

開催日時：平成29年11月11日（土） 11：30～13：00

開催場所：農学部講堂

出席者：別添の通り

配布資料：＜資料1＞一般社団法人化移行説明会議事内容、＜資料2＞同総会後に改定した定款（案）、＜資料3＞総会後に改定した下部規程、＜資料4＞同窓会の法人化と変更点、

千年副理事長の司会により開会し、能條会長の挨拶の後、説明及び質疑応答を行った。

【説明及び質疑応答】

滝山理事長の司会により議事を進行した。

1. 同窓会の一般社団法人化について

滝山理事長と鈴木法人化検討委員長から＜資料1＞～＜資料4＞に基づき、同窓会の一般社団法人化について説明があった後、下記のような意見交換があり、定款作成に向け今後とも意見交換をしていくこととした。

【主な説明内容】

- ①総会後に改定した定款（案）の説明
- ②法人移行手続きの説明
- ③理事会メンバーのうち支部推薦理事について

【主な意見交換】

Q：第7条で「理事は代議員を兼ねることはできない」としているが、P36では監事も非構成員ということになり、矛盾しないか？

A：整合性をとるようにします。

Q：補欠代議員の選出をする場合、選出母体はどのように考えるのか？

A：欠員の出た部会又は支部と考えます。

Q：一般会員の中から正会員を特定できるのか？

A：出来ます。ただ、会費を何時払った者とするかについては今後検討します。

Q：総会に出席できない場合どうすればよいのか？

A：委任状の形は取れないが、代理を立てて議決を委任することは出来ます。

Q：第12条で「入会の申込みをしてその承認を受け」とあるがどの様に承認するのか？

A：下部規程で「申込書の提出をもって承認したものと見なす。」と規定して、同時進行で承認できるように規定しようと考えています。

Q：第18条では会長に事故があったときに、「総会において代議員の中から互選により議長を選出する。」とあるが、第23条では「あらかじめ選出された副会長は会長に事故あるときはその職務を行う。」とあり矛盾しないか？

A：整合性を取るようにします。

Q：このことは下部規程の「会長及び副会長の職務に関する規定」も整合性を取る必要がないか？

A：整合性を取るようにします。

Q：第16条で「議決権の5分の1以上を有する代議員」の表現が分かりにくいのではないか？

A：表現方法を検討します。

Q：第24条で「理事及び監事は、当法人の正会員及び特別会員の中から選任し」とあり、理事に関する申し合わせで「理事は各部会及び支部の代議員以外の中から推薦する。」となっている。支部推薦の理事を選ぶ際に代議員以外の者は顔が見えないので、推薦が難しいのではないか？うまいやり方を考えて欲しい。

A：支部長会で前支部長の中なら選ぶとか、支部長会の前にメールで情報交換するとか対応が考えられますが、検討を加えます。

Q：何故副会長の人数を明記しないのか？

A：学科改組等により部会の数が変わる可能性があるため、人数は下部規程に規定することを考えています。

Q：第25条で「理事長及び副理事長各1名を置く。」とあるが、二人とも事故があった場合対応できないので、副理事長を複数名にした方が良いのではないか？

A：検討します。

Q：第33条で「理事会は、1年に6回以上開催する」とあるが、6回も開催する必要があるのか、成立しない場合運営に支障をきたすことになるのではないか？

A：法人法の考え方では理事長及び副理事長の権限が強いので、理事会にそのチェックをする機会を与えた方が良く考え、現行常務理事会と同様に6回としましたが、検討いたします。

Q：第33条で理事長が臨時に理事会を招集する権利が規定されていないが良いか？

A：検討します。

Q：支部を大切にしていない印象を受けましたが？

A：昨年の説明会で「支部からも理事を推薦したい。」「支部長会を開催して欲しい。」というご要望があり、対応しており決して支部を大切にしていないわけではありません。

Q：支部長会に支部推薦理事も出席していただいて、支部の意見を理事会に反映してもらえないか？

A：支部長会には理事長及び副理事長が出席することとしていますが、今後検討してみます。

Q：部会では誰が正会員なのか分からないので、副会長及び代議員の候補者を選出する際に教えて貰えないか？

A：対応します。

2. その他 なし